

平成 26 年度第 1 回佐倉市公民館運営審議会会議要録

日時：平成 26 年 7 月 4 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

会場：中央公民館 研修室 2

出席者：中村次克委員、天本憲亮委員、大野尊史委員、鷹野千恵子委員、大野直道委員、高梨直子委員、浅井俊彦委員、奥津友子委員、慶田康郎委員、坪井浩委員、松井強委員、村上勲委員、日向和夫委員、松野勝委員（14 人）

事務局：教育長・茅野達也

中央公民館長・疋田健 和田公民館長・小暮達夫
弥富公民館長・井筒弘行 根郷公民館長・木村武雄
志津公民館長・檜垣幸夫 臼井公民館長・柳田晴生
社会教育課・江波戸寿人課長
中央公民館・石井肇主幹補、森田主査補

開会 13：30

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

皆さんこんにちは。お足元の悪い中こうして審議会へ出席いただきましてありがとうございます。只今、2 年間という期間にはなりますが委嘱をさせていただきました。各委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。今回は、公募で 4 名の方にもお願ひをいたしました。お忙しいとは存じますがご協力をお願いいたします。私は申し遅れましたが、佐倉市教育長茅野と申します。昨年の 4 月から教育委員会にお世話になっております。それ以前は学校の現場に努めておりましたので、学校教育という立場で社会教育というものを見させていただきました。一つ申し上げれば、学校教育をより一層活性化していくには、社会教育の支援がないと学校教育はうまく展開が出来ない。一例をあげれば今佐倉市は全国に例をみない程公民館活動が極めて顕著な実績をあげていると考えております。佐倉中央公民館市民カレッジはその典型であると考えております。佐倉市民カレッジで学んだ方が今日の午前中にお見えになりました。4 年間のカリキュラムを終えて OB がそれぞれチームを組んで自分の趣味を生かしながら活動を続けていますという、冊子をいただきながらご案内と報告を受けた次第であります。社会教育でそれぞれ学んだことが、更にサークル活動に広げていって地域に貢献していくという典型的な例であると思っております。その貢献活動を学校教育の場にも生かしていただけるような感じでないと学校教育と社会教育の連携というものがとれていかないと考えています。そういった意味では、公民館活動がより一層活性化していき学校教育と連携を持ちつつ佐倉の人それぞれが住みよい街づくりに貢献をしていくのかなと思いますので、是非ともご協力をいただければと思います。公民館運営審議会委員というのは社会教育法に基づいて公民館活動がより一層市民のものになるように、公民館はあくまで施設の長が運営をしていますが、多方面から意見を伺いながら活性化していくという大きな役割がある・担っていると思っております。貴重なお時間ではありますが、皆様方からのご意見

を賜ればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4 佐倉市公民館運営審議委員自己紹介

5 委員長・副委員長の選出について

※委員長：慶田康郎氏、副委員長：坪井浩氏

6 佐倉市立中央公民館長より

今回新たに審議会委員になられた方が4名いらっしゃいますので、議事に入る前に公民館の概要についてご説明させていただきます。

◆公民館の設置について

公民館は、社会教育法に基づき、市町村が設置する施設です。公民館の対象は一定区域内の住民であり、その目的は、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と規定されています。

そして、公民館で行う事業は、目的達成のために行う事業として、●定期講座の開設、●討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催、●その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること、などがございます。

また、公民館での禁止事項として、「営利事業の禁止」、「政治的利用の制限・禁止」、「宗教的利用の制限・禁止」が規定されています。

そして、『公民館運営審議会』については、第29条第1項に、「公民館に公民館運営審議会を置くことができる」とあり、第2項に「公民館運営審議会は、館長の諮問に^{ともん}応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」とその役割について規定されています。

◆佐倉市の公民館について

佐倉市の公民館については、『佐倉市立公民館の設置管理に関する条例』と『佐倉市立公民館の管理運営に関する規則』に規定されています。

佐倉市には、中央公民館、和田公民館、弥富公民館、根郷公民館、志津公民館、臼井公民館の6館が設置されています。

また、使用料は無料ですが、社会教育法第22条に規定する公民館事業以外の使用および住民以外の使用については、使用料を徴収することとなっています。

公民館の使用申込書の受理は、使用月の2箇月前から使用日の3日前までとしています。(例：9月に利用する場合は、7月1日以降に申込み)

また、公民館の休館日は、公民館によって異なります。

年末年始(1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで)は各館共通して休館日ですが、弥富公民館は、日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び休日が休館日、和田公民館は毎月第2第4月曜日と祝日及び休日が休館日、その他の公民館(中央、根郷、志津、臼井)は毎月第2第4月曜日が休館日となっています。

また開館時間は、午前9時から午後5時までですが、教育委員会が必要と認めたときは午後10時まで開館できることになってはいますが、現在は午後9時までとしています。なお、公民館によって夜間開館する曜日が異なります。

最後に、佐倉市公民館運営審議会についてご説明します。

条例第 10 条に規定されていますが、「審議会の委員は、市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」こととなっております。また委員の定数は 15 人で、任期は 2 年です。

また規則には、公民館運営審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長が会務を総理することとなっております。審議会は、定例会および臨時会とし、委員長がこれを招集し主催すること、定例会は年 2 回招集し、臨時会は必要のつど召集すること、審議会の庶務は中央公民館で処理すること、などが規定されています。

このほか、第 2 次・佐倉市公民館活動計画を参考資料として配布させていただきました。本日は時間が無いので説明は省略させていただきますが、公民館活動につきましては、この計画に従って実施しております。

以上簡単ではございますが、公民館及び公民館運営審議会についてご説明させていただきました。

◆各館長から自己紹介

続きまして、各公民館長から自己紹介をさせていただきます。

※中央公民館長から、和田、弥富、根郷、志津、臼井の順に自己紹介を行う。(各自 1 分程度)

－ 休 憩 －

慶田委員長

それでは審議会を再開させていただきます。皆さんご存知かと思いますが、公民館というのは地域住民と密着した機関ですから公民館の事業内容について審議会では住民の立場から審議していく事となります。委員は 2 年間しっかり内容を吟味して審議をしていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

今日の議事内容としては、

- ・平成 26 年公民館運営計画及び事業計画
- ・平成 26 年度佐倉市公民館運営審議会会議（案）、
- ・佐倉市民カレッジについて

という順番で進めていきたいと思っています。最後にその他として、平成 26 年度印旛郡市社会教育振興大会について事務局より説明があると思います。今年は佐倉市内で振興大会が行われます。またもう一つとして、皆さんがご存知だとは思いますが、志津公民館の進捗状況について説明がありますのでよろしくお願いいたします。

では、平成 26 年公民館運営計画及び事業計画について中央公民館から順番に説明いただきたいと思っています。質疑につきましてはすべての説明が終わってからにさせていただきますようお願いいたします。

- 《各館長より平成 26 年公民館運営計画及び事業計画について説明》 各館 10 分程度
- 《事務局より平成 26 年度佐倉市公民館運営審議会会議（案）を説明》
- 《疋田館長より佐倉市民カレッジについて説明》

－ 質 疑 －

委 員

：公民館の事業は公民館の職員が行っているとのことだが、職員に対する研修等はどのように行っているか。

疋田館長

：社会教育課が、公民館職員の資質向上のため公民館主事研修会を行っている。昨年度は事業評価をテーマとして行った。

委 員

：公民館事業の評価はどのように行っているか。

疋田館長

：公民館運営審議会において、すべての事業ではないが評価していただいている。

委 員

：ホームページで市民カレッジのカリキュラムを見たが、あまり体系的ではないのではないか。見直す必要があるのではないかと感じた。(意見のみ：回答はなし)

その他

平成26年度印旛郡市社会教育振興大会について

・資料に基づき、事務局から説明

志津公民館の複合施設について

・社会教育課長から進捗状況について説明

－ 閉 会 －

16:30